

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の 公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

(管理番号20)



令和5年7月
総務省自治行政局住民制度課

重点番号31:住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化(総務省)

住民票の写しの公用請求について

- 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付については、住民基本台帳法等により、請求に当たって明らかにする事項が定められているが、具体的な請求方法については、定められていない。

○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)抄

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

18

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所

四 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3~5 (略)

○住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和六十年自治省令第二十八号)抄

(国又は地方公共団体の機関の住民票の写し等の交付の請求の手續及び請求につき明らかにしなければならない事項)

第八条 法第十二条の二第一項の規定による住民票の写し等の交付の請求は、同条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにして、公文書を提出してしなければならない。

2 法第十二条の二第二項第五号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十二条の二第二項第四号に規定する犯罪捜査等のための請求である場合にあつては、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由

二 法第十二条の二第五項の規定に基づき住民票の写し等の送付を求める場合にあつては、当該請求をする国又は地方公共団体の機関の事務所の所在地

回答

(住民票の写しについて)

22 国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化に係る提案について

法務省民事局

重点番号31：住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化（法務省）

戸籍証明書等の公用請求について

戸籍証明書等の公用請求については、戸籍法の定めるところにより、その官職、戸籍証明書等が必要となる事務の種類、根拠法令の条項、戸籍の記載事項の利用目的を明らかにした上ですることができるとされている（戸籍法第10条の2第2項）。

戸籍法令においては、上記のとおり公用請求の際に必要な要件を定めているが、その請求に際して使用する様式については特段の制約を設けていない。

提案団体からの提案内容等

提案内容

戸籍証明書や住民票の写しの請求について、行政機関等が請求する公用請求の様式の統一化を求める。

問題意識

各種証明書の発行の公用請求は日々行われているところ、その様式が統一されていないことで、必要な証明書確認に時間を要する等事務処理上様々な支障が生じている。

期待される効果

【業務効率化】

- ・ 公用請求を受けた市区町村の発行業務担当者の確認作業等の負担の軽減
- ・ 請求側について、再度請求をする手間や公用請求に係る問合せ対応に際する負担の軽減

検討の方針

前提

- 戸籍証明書等の公用請求については、必要事項の記載があれば応じる必要がある。
- 行政機関等の中には、公用請求に係る事務処理について、既にシステムを組んで対応している等、統一様式に対応することについて課題を有している行政機関等が存在することが想定される。

検討方針

上記前提を踏まえて、問題意識の解消のために、どのように対応することが望ましいか、具体的な支障事例等を踏まえ、その方向性について検討してまいりたい。

○ 戸籍法（昭和22年法律第224号）
第十条の二 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

3～6 〔略〕

第十条の四 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。

令和5年度 地方分権改革に関する提案募集
伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し

ヒアリング説明資料

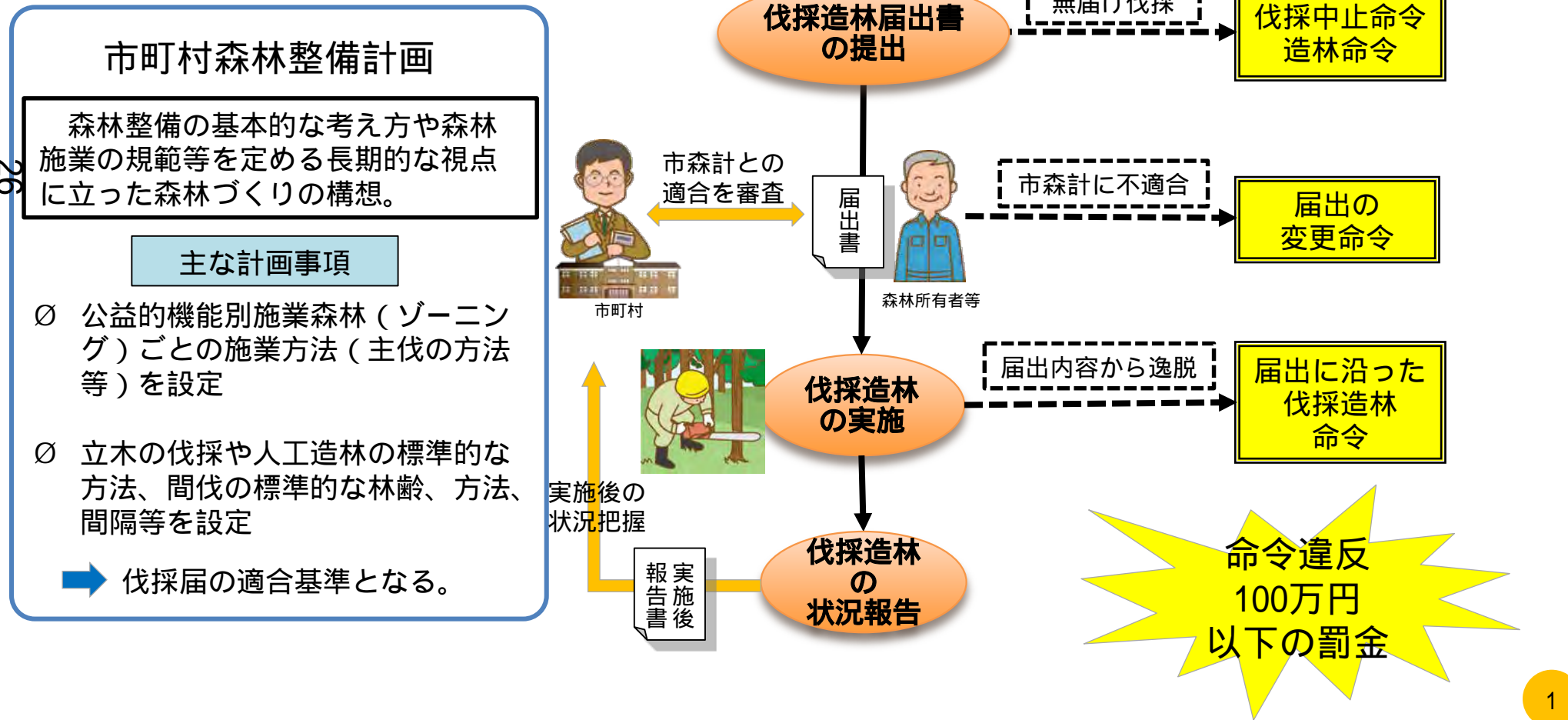
林野庁

令和5年7月13日

重点番号27:伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し
(農林水産省)

伐採造林届出制度の目的と体系

- 伐採造林届出制度は、適切な森林施業を確保するため、立木の伐採等が市町村森林整備計画で定められた施業の規範に適合しているか、市町村が確認する制度。
- 立木を伐採する森林所有者等に、事前に伐採や造林の計画についての届出が義務付けられている。
- 市町村森林整備計画に適合していない場合には、計画の変更命令等の市町村による指導監督が可能。



伐採中止命令の事例

- A県B町において、森林所有者が所有森林について、伐採造林届を提出しないまま伐採を行った事案が発生。
- B町は、当該森林所有者に対して公文書にて法令遵守を求める指導書を発出。
- 3ヶ月後、同じ者が再び伐採造林届出を提出せず伐採をしたことが発覚。
- B町は、度重なる無届伐採を踏まえて、法第10条の9第4項に基づき伐採中止を命令。

造林命令の事例

- C県D市において、森林所有者が所有森林について、伐採造林届を提出しないまま、大規模(約20ha)伐採を行った事案が発生。
- 山腹を採掘し、幅の広い作業道を作設するなど災害等が発生させるおそれがあったことから、D市は法第10条の9第4項に基づき造林を命令。

伐採造林届出制度の除外規定

他法令で許可されている伐採（二重の手續の回避）

- 森林法第10条の2の林地開発許可
- 森林法第34条第1項の保安林の伐採許可
- 他法令に基づく、道路法、電事法等の命令・許可 など

市町村森林整備計画との適合の確認を要さない場合

- 除伐する場合
- 倒木、枯死木等を伐採する場合 など

市町村森林整備計画との適合が担保されている場合

- 森林法第11条第5項に基づき、森林所有者等が作成した森林経営計画に基づく伐採
 - 間伐特措法第5条に基づき、市町村が定めた特定間伐促進計画に基づく伐採 など
- （ いずれも市森計との適合が制度上担保されている。 ）

災害など緊急の用に供する場合（事後届出対応）

- 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- （ 伐採後に市町村長に届出書を提出することが必要。 ）

（参考）市町村が定める特定間伐促進計画に間伐を位置づける場合の記載例

事業実施主体	事業実施年度	所在場所						間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対照番号 又は 林小班名	交付金 希望	備考
		都道府県	市町村 (郡)	字 (大字) 又は林 班	地番又は 小班	施業 番号	扶寄	面積 (ha)	樹種	林相	林齢	立木材積 (m ³)	間伐の方法	間伐立 木材積 (m ³)	間伐率 (材積率)			
××市	R5	△△県	××市	40	1	2	0	1.53	スギ	単層	43	614	定性	184	30%	40-イ	4	
△△県	R5	△△県	××市	22	6	31	0	0.35	ヒノキ	単層	50	183	定性	40	30%	22ロ	4	
××市	R5	△△県	××市	204	5	1	1	0.36	カラマツ	単層	88	152	剥法	46	33%	204ハ	4	
△△県	R6	△△県	××市	113	3	1	2	0.30	ヒノキ	単層	48	122	定性	37	30%	113ニ	4	
〇〇森林組合	R6	△△県	××市	981	1	2	0	0.10	スギ	単層	54	34	定性	10	30%	981ホ	5	
凸凹林業	R6	△△県	××市	215	5	1	1	0.11	スギ	単層	55	41	定性	12	30%	215ヘ	5	

本提案74_市の補助事業・市が事業主体の場合の適用除外

提案内容	回答
<p>森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること</p>	<p>森林法では、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、<u>市町村長は伐採造林届により伐採方法等が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、これに適合しない伐採や、無届けで伐採が行われる場合には、森林法に基づき伐採の中止命令や伐採後の造林命令を行うことが可能となっている。</u></p> <p>(ア) 市町村の補助事業の場合</p> <p><u>市町村への補助申請等に、法第8条第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものとして取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。</u></p> <p>(イ) 市町村が事業主体となる場合</p> <p><u>伐採造林届は実施主体が誰であるかに関わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることのみをもって、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。</u></p>

本提案75_市の補助事業・市が事業主体の場合の適用除外

提案名	回答
施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること 30	ご提案のように施設管理上必要な危険木等の伐採について、 <u>事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。</u>